

建築物省エネ法判定業務開始についてのご案内

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、建築物省エネ法）第11条に規定する特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下、適合判定）を受けなければなりません。

当社は建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として登録し、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務を開始しましたのでご案内いたします。

1. 業務開始：2017年4月1日
2. 業務区域：日本全域
3. 業務範囲：法第41条第1項第1号の(1)から(3)までに定める特定建築物
4. 業務内容：申請図書や省エネ計算書等に基づき、建築物の計画が省エネ基準に適合するかどうかを判定し、適合判定通知書を交付します。
5. 判定料金（詳しくは料金規程をご確認ください。） （税別）

評価対象面積	標準入力法	モデル建物法
2,000㎡超～5,000㎡以下	380,000円	200,000円
5,000㎡超～10,000㎡以下	420,000円	250,000円
10,000㎡超～20,000㎡以下	460,000円	300,000円
20,000㎡超～50,000㎡以下	550,000円	350,000円
50,000㎡超～100,000㎡以下	750,000円	500,000円

※判定対象となる床面積が100,000㎡を超える場合の料金は、別途見積とする。

※建物用途が複数の用途となる場合の料金は、別途見積とする。

※変更申請料金は当初の申請で適用された料金の30%を別途必要とする。

※判定を行う前に取り下げた場合又は誤記訂正、通知書の再発等を行った場合の事務手数料は5,000円とする。

6. 必要書類（各2部ずつ提出）

必要書類および図面	
各種サービス申込書	当社ホームページ帳票類ダウンロードから入手できます。 http://www.house-gmen.com/pages/download/index.html
計画書	
委任状（代理依頼の場合）	
設計内容説明書	省エネルギーに関する設計内容を記載した定型様式
各種図面	付近見取図、配置図、仕様書（仕上表含む）、各階平面図、床面積求積図、用途別床面積表、立面図、矩計図、各部詳細図、建築設備に係る機器表・仕様書・系統図・制御図等
各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
その他	判定に必要な各種材料等の認定書や証明書类等

【参考：国土交通省 建築物省エネ法のページ】

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

7. お問い合わせ：株式会社ハウスジーメン 審査部 審査室 TEL:03-5408-8496